

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 6 回定例
6 月 26 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 6 月 26 日に教育委員会第 6 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|--|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 6 月 26 日（月） | 開会 | 11 時 00 分 |
| | | | 閉会 | 11 時 15 分 |
| 2 | 会 場 | 相良高校会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 | | |
| | 事務局（説明員） | 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
木野 雅 弘 財務課長
橋 野 太 輔 特別支援教育課企画班主任 | | |

4 その他

(1) 第 7 号議案は、原案どおり可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

<非>第 7 号議案 平成 29 年 6 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 7 号議案「平成 29 年 6 月県議会定例会に提出する議案」について、
木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

藤 井 委 員： 資料 4 ページの「静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例」であるが、改正後の欄の 2、地域延長給付の中に、雇用機会
が不足しているとはあるが、雇用機会が不足しているとはこういった基
準で判断するのか。

教育総務課長： ハローワークでの取組とリンクしているので、細かい基準は無い。
地域延長給付は今回新しく定められるものである。おそらくどの地域が
該当するかということは国で定めると思う。

藤 井 委 員： 雇用機会が不足していると認める基準があって判断されると理解して
よいか。

教育総務課長： 雇用機会が低い地域が該当すると思う。

興 委 員： 今回の回答は藤井委員の質疑に対する回答になっていないと思う。元々改正前に「雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する就職が困難な者」と記載されている。今回の改正で「就職の困難な者」という表記が消えて居住する者の給付となっている。雇用機会が不足していると認められる地域内に居住するという表記はあるので、新しく設けられるということではないと思う。

教育総務課長： 説明がよくなかった。

興 委 員： 説明がよくなかったではなく間違いである。基準については手元に資料がないので説明ができないということではよいか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： この条例であるが、改正前から欠落している箇所がある。どうして欠落しているのか説明を願う。

教育総務課長： 藤井委員の質問に対する補足である。改正前の個別延長給付の（２）が今回、２地域延長給付ということで新たに項目立てされたという意味である。改正前の個別延長給付（１）の４５歳未満である就職が困難な者は今回消えている。これは失業給付の恒久措置という全国一律で決めている延長給付の規定があり、そのところに４５歳未満である就職が困難な者は、その中に年齢別に延長給付の規定があって、そこに落とし込まれた。よって、個別の延長給付でなく恒久的延長給付の表に４５歳未満は落とし込まれたので恒久的な延長給付として引き続き生きていくことになる。ここでは個別延長給付のことしかなかった。恒久延長給付のことは別にあって、そこに明記されている。改正前の（３）は改正後の（１）のことであり、（２）激甚災害により就職が困難な者が今回新しい項目となっている。

興 委 員： 気になった４５歳未満である就職が困難な者はこの表からは消えているが、恒久措置として表記されているのであればそれらしいフォーマットにして作り直してほしい。２地域延長給付について、雇用機会が不足していると認められることと、その地域内に居住する者という２つの縛りがある。その内、単に地域内にあれば居住する者ということで落とし込まれているので、この部分は状況の変化があると思う。なぜこういった状況に変わったのか、改正前と改正後の説明ができるようにしておいてほしい。別の質問となるが、「１建築工事の請負契約の一部変更について（東部特別支援学校校舎棟）」で、技能労働者に対する労働単価を入れ直したということである。大事なことであり、一律にやっていることであると思う。その場合の規定の仕方であるが、契約方法が一般競争入札及び随意契約となっている。一般競争入札で決定した方と価格の交渉をしたということだと思う。表記の方法として、「一般競争入札及び随意契約」となっているが、「及び」という表現はどういう意味であるのか、或は、違うのか。

財 務 課 長： 他にも案件があり横並びでこのような表現となっている。興委員御指摘のとおり、増額部分を随意契約したということである。

興 委 員： (1) ア、個人番号を利用できる事務というのは県の場合多いと思うが、特別支援教育就学奨励費補助金事務を加えるのはどの程度の事案が想定されるのか。

特支企画班主任： 元々、個人番号法で定められているが、条例上では特別支援教育就学奨励費補助金事務1件となる。

興 委 員： 県ではこの1件のみということか。

特支企画班主任： 県の条例で定めて使えるようにしているのはこの1件のみとなる。

興 委 員： あとは法律も持ってきているということか。

特支企画班主任： そうである。

興 委 員： 3静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であるが、(2)の保育所等への入所を希望しているが入所できない場合を規定する、とある。その背景を説明してほしい。

教育総務課長： 育児休業の申請の手続きのうち、休業期間の延長はかなり制限されており、1度しか延長できないとなっている。その中で保育所等へ入所を希望しているが入所できないという方が多くなってきた。さらに延長しなければならない状況に対応したかたちとなる。

興 委 員： 1歳6か月だったのが2歳まで育児休業をとることが可能となったので、それに対応したということか。

教育総務課長： (1)に該当する者と正規職員も含まれる。

斉藤委員： 3静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、非常勤職員について子が1歳6か月だったものを6か月延長して2歳まで育児休業を取得できるということだが、常勤職員はこれと同じような待遇となっているのか。

教育総務課長： 常勤職員は3歳まで取得可能である。

教 育 長： 他に意見等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第7号議案を原案どおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成29年度第6回教育委員会定例会を閉会とする。